三種町総合教育会議

　資料1

三種町立小中学校　事務の共同実施について

これまでの経緯 国の動向

中央教育審議会は平成10年の「今後の地方教育行政の在り方」についての答申以降、一貫して学校事務の効率化、組織化、学校事務職員の学校運営への参画等を提言しており、これらが事務負担軽減にもつながると述べられてきました。

秋田県の動向

　これを受け、秋田県でも平成16年「あきた教育新時代創生プログラム」を策定し「学校事務のセンター化事業」を進めてきましたが、これは事務の効率化と職員のスキルアップにより職員数の縮減を図るもので、小規模校の非常勤職員化と拠点校への事務職員集中配置により実施しています。

しかし、事務センター化事業では、近年の更なる学校の多忙化や相次ぐ不祥事等に対応する為の　これ以上の拡充は望めない状況となっていました。

また、平成15年度から学校事務の採用がなくなり、今後定年退職とともに学校事務採用の職員が減少し、行政一般事務職員が学校に配置されていきます。このため学校事務の停滞及び精通度の低下により教育行政サービスそのものの格差が生ずることが懸念されました。

この問題を解決するため、県では平成24年度から事務センターの体制を維持しながら、「学校事務の共同実施」を推進していくことになりました。

事務の共同実施の目的

この事業は、市町村立小中学校に勤務する事務職員が情報を共有し、相互に支援し、また、共同で学校事務を処理することにより、事務の正確性、効率性、専門性を高めるとともに、学校運営及び教育活動への積極的な支援に務めることを目的としています。

また、近年、全国や県内でも度重なる学校徴収金等の不祥事が発生しておりますが、担当教員が

１人で管理していた学校徴収金等業務を事務職員が共同で行うチェック機能の強化により、適正に正確に行うことができ、また、教員の業務の一部を事務職員が行うことによる多忙化解消が図られます。

これまでの経緯

平成21年度　「学校教育法施行規則改正」により学校に事務長を置くことが可能となり、県内19地

平成25年度　区が事務センター化されました。

平成24年度　「事務センター化」から「学校事務の共同実施」へ県の方針が転換しました。

平成25年度　以降、「事務センター化」と「共同実施」を並行して実施することになりました。

平成25年度　県から「共同実施に関する指針」が通知され、「学校事務の共同実施」を翌年度から

平成25年度　7市が実施し、以降その他の市町村も実施していきます。

平成29年度　現在、25市町村中、実施が17市町村、未実施8町村となっております。　資料2

事務の共同実施により求める効果　秋田県標準事例より

1　教員の事務処理の負担軽減

　教員が行っている事務処理の負担軽減を図り、教員の多忙化の解消に貢献すること。

2　学校事務の適正化・効率化

定期的な情報交換や相互チェック機能によって、より正確かつ迅速な事務処理を図ること。

3　学校のＩＣＴ化

　ＩＣＴを活用し校務の実践事例の共有化・事務の集中一括管理・効率化を図ること。

4　学校事務職員の資質向上

（1）定例会議等の開催や事務の共同処理を、情報交換の場及び専門性を高める研修の機会とし、事務職員の資質向上を図ること。

（2）学校間や職員間の連携を密にし、事務処理の経験の幅を広げ、事務処理能力を強化するなど、学校事務の深化を図り、積極的に学校運営を支援すること。

事務共同実施により行う業務　秋田県標準事例より

教員の多忙化の解消（学校徴収金、学籍関係、調査統計、教科用図書に係る業務）

市町村費に係る業務（予算要求・執行・管理、備品管理等）

県費に係る業務（教職員の給与・諸手当・旅費等）

・これらの業務に関して事務職員の情報交換・相互チェック機能・資質向上を図りながら、積極的な学校運営支援を行う。また、事務職員の病気休暇等緊急時にグループ内で支援をする。

共同実施グループ（例）

琴丘小―琴丘中―浜口小―湖北小―八竜中（5名）

下岩川小（非常勤）―森岳小（非常勤）―金岡小（非常勤）―山本中：山本事務センター（2名）

※拠点校　主任主査以上を事務長として町が発令

今後のスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 10月下旬 | 総合教育会議 | 実施について検討 |
| 11月中旬 | 三種町校長会 | 実施について報告 |
| 11月下旬 | 実施検討委員会の設置、開催 | 検討委員：拠点校予定校長、事務長 |
|  | 目的、枠組み、業務内容検討 | 教育長、教育次長ほか |
| １月 | 三種町校長会 | 実施内容について報告・説明 |
|  | 三種町学校事務研究会 | 実施内容について報告・説明 |
|  | 〃事務共同実施組織運営検討会（仮） | 運営組織規則の作成 |
|  |  | 検討委員：事務長、事務職員、担当 |
|  | 〃　推進協議会設置要綱の作成 | 〃 |
| 2月 | 教育委員会定例会 | 実施組織・協議会規則等の承認 |
|  |  | 学校管理規則の改正 |
|  | 県（北教育事務所）へ報告 |  |
|  | 学校管理規則改正の告示 |  |
| ４月1日 | 施行、発令 |  |